

医療機関のみなさまへ

北名古屋市難聴高齢者補聴器購入費助成事業について

北名古屋市では、聴力機能の低下が見られる高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

助成を受けるために、医師の意見書が必要になります。診察及び検査の実施、意見書の発行のご協力をお願いいたします。

【制度概要】

●対象者

北名古屋市に住所を有する65歳以上の方で、次のすべてに該当する方

- ・ 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、聴覚障害による身体障害者手帳の交付の対象とならない方
- ・ 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定補聴器相談医又は身体障害者福祉法に規定する医師が、補聴器の装用が必要と判断した方
- ・ 市民税非課税世帯又は生活保護世帯に属する方（4月～6月の申請については、前年度の市民税が非課税世帯である方。申請日により参照する課税年度が異なります。）
- ・ 労働者災害補償保険法その他の法令の規定に基づく補聴器の購入に係る助成を受けていない方
- ・ 障害者総合支援法に規定する補装具費支給対象障害者でない方

●助成金の額

補聴器の購入に要する費用の2分の1に相当する額（上限：3万円）

（除外するもの）診察料、検査料等の受診費用、文書料、補聴器の修理、保守、電池交換に係る費用及び付属品のみの購入等に係る費用

●申請の流れ

①書類を入手

市役所高齢福祉課にて要件（非課税、手帳なし等）に該当すれば書類（申請書、意見書）を受領

②医療機関を受診

書類（意見書）を持参して医療機関を受診し、書類を医師に書いてもらう。

③補聴器を選ぶ

補聴器販売店で補聴器を選び、見積書を受領

※助成対象となるのは、医療機器認証を取得した補聴器及び付属品（電池、充電器及びイヤモールド）のみです。

④書類を市役所へ提出

必要書類を持参し、市役所高齢福祉課に提出

⑤交付決定

書類内容を審査後、決定（却下）通知が届く。

⑥補聴器を購入

見積書を発行した補聴器販売店で補聴器を購入し、領収書を受領

⑦書類を市役所へ提出（請求）

請求書（交付者口座）と領収書を市へ提出すると、指定口座へ支給

1 耳鼻咽喉科への受診

患者様へは意見書をお渡ししております。持参されていない場合は、市役所高齢福祉課（東庁舎1階③窓口）で受領するようご案内をお願いします。

2 聴力検査の実施及び対象者の可否判断

聴力検査の結果、両耳の聴力レベルがそれぞれ30デシベル以上で、聴覚障害による身体障害者手帳の交付とならない方を助成対象としています。

※身体障害者手帳を取得できない軽中等度難聴の方を対象としています。

3 意見書への記入等について

意見書を記入できるのは、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定補聴器相談医又は身体障害者福祉法第15条第1項に規定する聴覚障害の区分に指定された医師になります。

助成対象と判断された場合のみ、医師意見書への記入をお願いします。意見書にはオーディオグラムを添付してください。

記入いただいた医師意見書は、患者様へお渡しください。

4 文書料について

この制度を利用した補聴器購入費の助成を受けるための受診料・検査料・文書料等は全て患者様の自己負担となります。

※文書料が発生するため、この制度の対象外となる場合は、意見書への記入をしないようにお願いします。

5 購入する補聴器について

対象となる補聴器は、医療機器認証番号の表示があり、医師が補聴器の使用が必要だと認める耳に装用する補聴器です。市内外を問わず、購入場所に関する指定はありません。

問合せ先

北名古屋市役所 高齢福祉課 高齢者福祉担当 電話 0568-48-0169